

平成 28 年度

佐賀県高度情報化推進協議会

第2回幹事会本資料



日時:平成28年9月1日(木)午後2時00分～
場所:市民活動プラザ 4階大会議室

本日の次第

- 1 開 会
- 2 新幹事紹介
- 3 会長挨拶
- 4 議 題
 - (1) 今年度上半期事業報告について【報告事項】
 - (2) 今年度下半期事業計画(案)について【決議事項】
 - (3) 特定個人情報取扱規程等(案)について【決議事項】
- 5 その他
 - (1) サイボウズLiveによる幹事会運営について

会議の目的

1 [報告事項]

上半期事業の実施概要についてご報告するとともに、今後の改善等に向けたご意見等をいただく。

2 [決議事項]

1の報告を踏まえ、企画運営Gが検討した下半期事業の運営方針について決定いただく。

3 [決議事項]

本協議会の「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針(案)」及び「特定個人情報取扱規程(案)」について決定いただく。

議題(1)

今年度上半期
事業報告について
【報告事項】

議題(1) 今年度上半期事業報告について

中期推進項目(H27～H28年度)

情報リテラシー・セキュリティの普及推進

スマートフォンやSNS等の急速な普及に対し、利用者側の情報リテラシー・セキュリティの普及が著しく遅れているため、重点的に普及推進を図る必要がある。

初心者向けのインターネット利活用普及推進

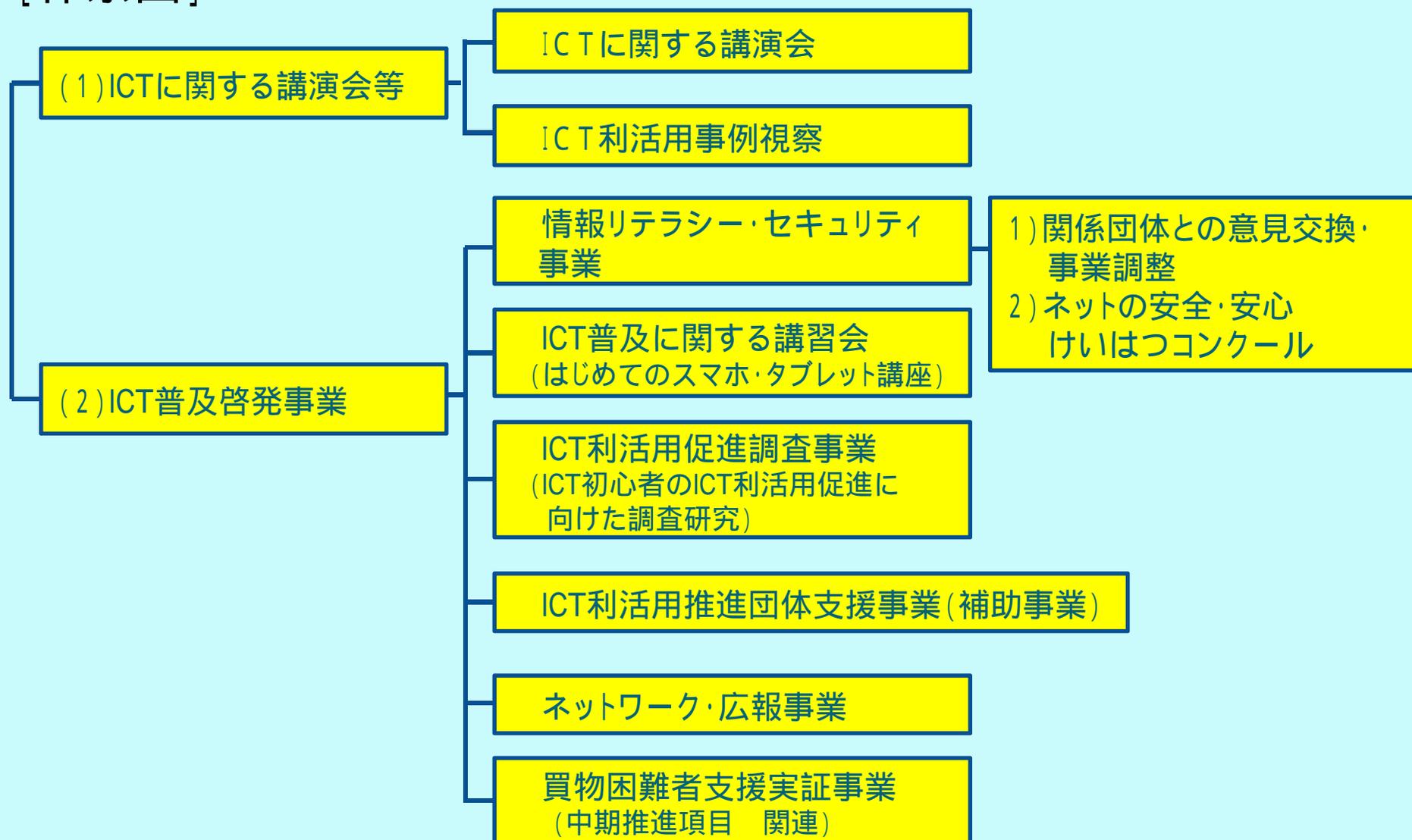
できるだけ多くの県民がICTの恩恵を受けられるよう、特にインターネット初心者に対してより効果的な普及推進を図る必要がある。

県民が実感できる効果的なICTの利活用促進

医療・福祉、健康増進、観光、農林水産業や商工業等において、県民が「効果を実感できるICTの利活用」促進に資するため、佐賀県内の企業、自治体、大学などの産学官の連携を促して、ICTを活用した「仕組み」を検討し、きっかけとなる取組の企画立案や核となる人材育成等を行う。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

[体系図]



議題(1) 今年度上半期事業報告について

1 会議 (1) 定期総会 (2) 幹事会



【定期総会】

期日：平成28年5月26日(木)
13:30～14:20

場所：ホテルマリターレ創世佐賀

有効出席会員数：103会員（出席65・委任状38）

出席者数：86名

【幹事会】

開催日：4月27日(水)
14:00～16:00

場所：メートプラザ佐賀

議題(1) 今年度上半期事業報告について

2 幹事会直轄事業 (1)ICTに関する講演会等

【第1回ICT利活用講演会】

- ◆2年連続で「情報セキュリティ」をテーマに開催
- ◆参加者が昨年の82名から今年は108名と大幅に増加
 - ⇒特に増加したのは民間企業32名→46名(約1.5倍増加)
 - ⇒民間企業における情報セキュリティへの関心が引き続き高い



期日：平成28年5月26日(木)
14:30~16:30
場所：ホテルマリターレ創世佐賀
出席者数：108名
(会員104名 一般4名)

昨年に引き続き、辻氏(ソフトバンク・テクノロジー)より情報セキュリティをテーマに講演いただいた。
併せて、藤原新会長からの挨拶、県情報・業務改革課からマイナンバー制度に関する説明を行った。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

【アンケート結果、感想等】

◆参加者の81%が高い評価(満足度)

(主な感想)

- ・「セキュリティの考え方が変わった」
- ・「実例や体験、デモを交えた講演であり、非常にリアルに考えることができた」
- ・「外部の問題でなく、内部体制を強化・徹底することをもう一度考えさせられた。」

◆受講者が興味をもっているテーマ(アンケート結果より)

- ・(企業・団体向け)情報セキュリティ 33名
- ・AI(人工知能) 31名
- ・IoT 29名
- ・クラウドコンピューティング 19名
- ・ビッグデータ 15名
- ・マイナンバー制度 11名
- ・(個人向け)情報セキュリティ 17名
- ・テレワーク 14名
- ・人材育成 10名

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 情報リテラシー・セキュリティ事業

1) 関係団体との意見交換・事業調整

今年度の各団体の事業概要の情報共有、連携・協力できる部分を協議

- ①サイバーセキュリティ月間(2/1～3/18)の共同普及啓発活動
- ②「ネットの安全・安心けいはつコンクール」実行委員会形式での実施

日時	7月11日(月)13:00～14:30
参集者	NPO法人ITサポートさが、佐賀県ネットワーク・セキュリティ 対策協議会、くらしの安全安心課、こども未来課、学校教育課、情報・業務改革課(高情協事務局)
今後の検討項目	①中小企業向け対策の実施 ②小中学校向けスマホ等出前講座(こども未来課)と消費者教育出前講座(くらしの安全安心課)の連携 ③スマートフォン等を持ち始める際の保護者への教育(入学者説明会での講習、出前講座の対象を幼稚園に) ④任意で続けてきた担当者の協議の場を組織的な対応へ

議題(1) 今年度上半期事業報告について

【参考】昨年度本協議会が協力した関係団体の事業の今年度の状況

イベント	佐賀県情報モラル シンポジウム	ネットの安全・安心 ポスターコンクール	佐賀県青少年を取り巻く 有害情報対策推進フォーラム
主催	佐賀県NS対策協議会 佐賀県教育委員会	ネットの安全・安心ポスター コンクール実行委員会	佐賀県青少年育成県民会議
イベント 内容	教職員向け講習会・パネ ルディスカッション	小中高校生向け普及啓発のた めのポスター等のコンクール	保護者向けの講習会・パネル ディスカッション
協力 内容	名義後援	本協議会として実行委員会へ 参画 (森本前会長が実行委員長)	企画している「佐賀県青少年有 害情報対策実行委員会」の 委員として森本前会長が参画
			
今年度の 予定	「中小企業」向け情報 セキュリティ研修にシフト	動画部門等が加わったことから、 今年度から「けいはつ」コンクー ルに名称変更	今年度は「フォーラム」の 開催なし
当協議 会の協力 内容	・商工3団体と連携した 取組展開に向けた調整 ・8/23ベンダー向け セミナーの名義講演 (詳細次スライド)	実行委員会に参画	連携・協力できる部分について 取組を実施

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 情報リテラシー・セキュリティ事業

1) 関係団体との意見交換・事業調整

「サイバーセキュリティ対策セミナー(県警生活環境課主催)」に対する名義後援

サービスを提供するベンダー企業対象にセミナー開催 [8/23(火)]

(趣旨) 全国で企業等の情報漏えい等のセキュリティ事故が多発していることから、県内のソフトウェア・情報処理サービス、通信等事業者など、サービスを提供する側のベンダーが、サイバーセキュリティの最新動向や具体的な未然防止対策の理解を高め、県民のセキュリティ対策の向上を図る



講演 「セキュリティ対策と事案発生時の対応について」
講師 生活環境課サイバー犯罪対策担当者



講演 「あなたの身近に忍び寄るインターネットの脅威
~情報セキュリティの必要性と実施すべき対策~」
講師 石田淳一氏(IPAセキュリティセンター)

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT普及に関する講習会

『はじめてのスマホ・タブレット講座in小城市』を7/16(土)に開催

- ◆開始申込み2週間で定員が満席
- ◆キャンセル待ち多数のため、臨時講座の開設、各講座の定員増を実施

「らくらくスマートフォン」講座



ドコモCS九州様

iPad活用講座



中村純一氏

安全につかうためのLINE講座



エヌビ-コム様

Facebook講座 for iPad



SIA 佐賀様

iPhoneセミナー【臨時開講】



SIA 佐賀様

会場(ゆめぷらっと小城市)



議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT普及に関する講習会

今回からの新たな取組

1) 関係団体の主催講習会への流し込み

【昨年までの課題】

参加者の本講習会受講後の継続した学習できる場が提供できていない。

【対応】

- ・年度初めに、本講習会と会員団体(SIA佐賀・シニアネット佐賀)の主催する講習会との連携を行うことを確認
 - ⇒本講習会後に、同じ地区で団体主催の講習会を実施
 - ⇒受講者に2団体が直近に開催予定の講習会情報を提供

2) セキュリティ関係の普及

- ・佐賀県警察本部作成の『CyberNews』配付
- ・ITサポートさが作成の『ほっとネットライン案内カード』を配布



議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT普及に関する講習会

【問題】定員と申込数の大きなギャップが発生

①「らくらくスマートフォン」講座(定員:計40名)	申込希望71名(+31名)
②iPad活用講座(定員:計40名)	申込希望57名(+17名)
③安全に使うためのLINE講座(定員:20名)	申込希望31名(+11名)
④Facebook講座(定員:20名)	申込希望28名(+8名)

全ての講座で定員超過。特にスマートフォンでは定員の約1.8倍！！

【対応】『臨時講座の開設』及び『定員拡大』

[臨時講座について]

iPhoneセミナー(午前・午後 各20名)開講

KDDIより機器、ゆめぷらっと小城より会場、SIA佐賀より講師の提供

[定員の拡大について]

iPad活用講座・・・午前・午後 各2名拡大(機器台数の制約)

Facebook講座・・・2名拡大(機器台数の制約)

LINE講座・・・5名拡大(講師から最大数の制約)

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT普及に関する講習会

◆今回は、事業者・団体の協力により「機器」(スマートフォン)、「会場」(4部屋目)、「講師」の御協力を頂けたが、**次のような課題あり**

- ①同時に4講座以上開講する会場を見つけることは困難(現在の3部屋でもかなり厳しい)
- ②スマートフォン講座を同時に2講座開講することは困難
⇒docomoとKDDIの講座は全国的に人気のため、日程調整が困難。
同日に両方から同協力を得るのは不可能
- ③きめ細やかな対応のため、1講座の人数を大幅に増やすことは困難

◆これまでのネックであったiPadの台数については、更新時期を迎えた県(アバンセン貸出事業用)のiPadを、買い物困難者実証事業や今後の初心者向け講習会用に**22台購入予定**

現在申込受付中の鹿島での講座においては、受付開始2週間経過現在で申込が定員の約50%程度で、例年並みのペースに落ち着いている。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT普及に関する講習会

アンケート結果等

- ◆未回答者を除くすべての受講者から
「大変良かった(39%)」「良かった(51%)」と高評価
- ◆ほとんどの受講者(89%)から、
「受講前と比べてICTに関して理解が深まった」との回答を得た。
- ◆シニア層のスマートフォンへの関心が高まっていることが伺える(下表参照)

開催市町(開催年月)	スマートフォン講座への 申込希望者の数(定員超過)	今後スマートフォン講座を 受講希望の方の割合
小城市(H28.7月)	91名(+11名)	42%(64名)
唐津市(H28.3月)	41名(+1名)	26%(29名)
武雄市(H27.10月)	33名(-7名)	33%(29名)
みやき町(H27.7月)	42名(+2名)	25%(23名)

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT利活用推進団体支援事業

会員が実施する中期推進項目 ~ に該当する事業に対する事業費補助

今年度交付決定した3事業 (補助金額:1団体 150千円)

団体名	事業概要
NPO法人シニア情報生活アドバイザー佐賀	【パソコンのシニア困りごと相談会開催】 パソコン初心者及びシニア対象に、5市町6拠点にてパソコンやインターネットに関する相談会の実施
NPO法人シニアネット佐賀	【初心者向け講習会】 ・初心者iPad講座・・・初心者向けiPad体験 ・チャレンジPC講座・・・シニア初心者向けPC及びネット体験 ・デジカメでアルバムづくり・・・初心者向け画像編集体験
NPO法人ITサポートさが	【ほっとネットラインの運営】 インターネットトラブルに関する相談窓口を設け、対応

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT利活用推進団体支援事業

参考資料(昨年度実績)

1) NPO法人シニア情報生活 アドバイザー佐賀

< 団体概要 >

「シニア情報生活アドバイザー」の資格所有者にて活動している団体。パソコンやネットワークの活用方法を高齢者に広げていくことを目的として、県内各地でシニア向け講習会等を開催



< 補助対象事業の内容 >

- ・県内5市町6か所において、「パソコン、タブレットのシニアお困りごと相談会」を開催
- ・1人当たり1時間前後を目途に参加受付時に内容確認の上、相談時間を予約して対応

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT利活用推進団体支援事業

参考資料(昨年度実績)

2) NPO法人シニアネット佐賀

< 団体概要 >

高齢者に対して、パソコン利用の指導や、インターネットによるネットワークの形成、新たな生きがい作りに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的として活動されている団体



< 補助対象事業の内容 >

「スキルアップ講座」

…佐賀ゆめさが大学院の学生が対象

「チャレンジPC講座」

…県内シニアでPC初心者対象

「エクセル講座」

…エクセルを学びたいシニア対象

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ICT利活用推進団体支援事業

参考資料(昨年度実績)

3) NPO法人ITサポートさが

< 団体概要 >

インターネットを利用するすべての人を対象に、正しくICTを活用して社会をよりよくしていこうとする事業を行い、誰もが安心してインターネットを利活用できる社会づくりに寄与することを目的として活動されている団体



< 補助対象事業の内容 >

「ほっとネットライン」の運営。
電話・メール・LINEを使った相談窓口を設置して、ネットトラブルに関する相談を受け付ける。
相談者は、県内からだけでなく、全国各地から訪れている。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ネットワーク・広報事業

高情協HPの運用(上半期)について

- ◇記事更新は総計30回 8月1日現在
 - 事業開催案内、報告・・・6回 会員ページ掲載・・・7会員(8記事)
 - 情報セキュリティ関連・・・17回
- ◇会員専用ページへの情報掲載 8月1日現在
[提供頂いている会員様]
(株)プライム、(株)佐賀新聞社、九州電力(株)、佐賀シティビジョン(株)、(株)九州コーユー
NPO法人シニアネット佐賀、佐賀県NS対策協議会

添付写真

(株)九州コーユーからのお知らせ

会員お知らせの掲載例

光触媒やAR(拡張現実)アプリにも取り組んでいます!【その1】

1. 光触媒のしくみは植物の光合成によく似ています。光合成では、葉緑素を触媒に、光エネルギーを使って水と二酸化炭素から酸素を作り出します。光触媒の場合は、酸化チタンなどの光触媒半導体金属を触媒とし、光エネルギー(紫外線)を使って、空気中の水と酸素から活性酸素種を作り出します。この分解力によって様々な有害汚染物質を除去・無害化します。



議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) ネットワーク・広報事業

< 高情協YouTubeチャンネル
動画アップロード数 >
19動画を掲載中
8月1日現在

高情協FBの運用(上半期)について

アップロード回数は総計38回 8月1日現在

高情協HP更新告知等・・・15回 他記事のシェア・・・23回

【『いいね!』の数について】

4月1日(209いいね!) 8月1日(244いいね!) 今年度4か月間で+35いいね!

イベントにおける呼び掛けにて増加!

5月26日総会 +8いいね!

7月16日講習会 +8いいね!

幹事様へ改めてお願いします!

- ◇高情協HPのお気に入り登録
 - ◇高情協FBページへの「いいね!」
 - ◇高情協YouTubeチャンネルの登録
- 以上について、御協力をお願いします。

 佐賀県高度情報化推進協議会さんが写真12枚
たー場所: ゆめぶらっと小城
作成者: 打越 隆敏 (?) · 7月16日 · 佐賀県佐賀県 小城市 ·

FB記事掲載例

【安全に楽しく学ぶICT】～はじめてのスマホ・タブレット講座in小城
本年度第1回目の講座は、今年1月に開館したばかりの小城市のゆめぶらっと小城で開催しております。
参加者からの歓声が湧き上がり、各講習会は大盛り上がりです。



確認 (前回幹事会資料より)

【会員お知らせ情報提供の方法】

団体紹介、一押しの製品・サービス、イベント情報等を高情協HPにて広く周知したい！

【掲載依頼】(幹事会員)

事務局へ以下の情報を提供する

お知らせタイトル 文字数制限なし お知らせ内容 文字数制限なし
公開日時 公開終了日時
画像 Web用サイズにできるだけサイズダウンしてください。(横長の写真がベスト)
動画 出来る限り10分以内の動画をお願いします。
高情協YouTubeにアップ致します。

【更新案内】(事務局)
高情協Facebook
へアップ
「タイトルと3行案内
+ HPへのリンク貼付」

【確認】(広報G・事務局)
提供された情報のチェック

【動画掲載】(事務局)
高情協YouTube
へアップ

【情報掲載】(事務局)
提供された情報を編集して
HP会員ページにアップ

確認 (前回幹事会資料より)

【会員お知らせ情報提供担当割】

前回、以下のように担当割をさせていただいておりましたが、担当月に関わらずお知らせできる情報がありましたら、随時事務局まで提供お願いします。

	グループ	担当月	役員名(会員名)	代表者		グループ	担当月	役員名(会員名)	代表者
1	メディア・通信・電器	5月	(株)ケーブルワン	大野 裕志	13	ソフトウェア・情報処理サービス	8月	(有)佐賀情報ビジネス	江島 光代
2	各種団体・学校	5月	佐賀大学	松前 進	14	地方自治体・特別会員	8月	有田町	吉永 繁史
3	市民社会組織・個人	5月	NPO法人NetComさが	西村 龍一郎	15	市民社会組織・個人	8月	NPO法人ITサポートさが	浴本 信子
4	ソフトウェア・情報処理サービス	5月	(株)佐賀電算センター	岩永 信二	16	各種団体・学校	8月	佐賀コンピュータ専門学校	堤 和義
5	ソフトウェア・情報処理サービス	6月	(株)九州コエー	永石 茂	17	メディア・通信・電器	9月	(株)佐賀新聞社	森本 貴彦
6	市民社会組織・個人	6月	NPO法人シニアネット佐賀	近藤 弘樹	18	メディア・通信・電器	9月	ニシム電子工業(株)佐賀支店	長谷川 尚志
7	各種団体・学校	6月	唐津情報都市推進協議会	馬渡 雅敏	19	地方自治体・特別会員	9月	(公財)佐賀県地域産業支援センター	志波 幸男
8	地方自治体・特別会員	6月	佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会	牧 直寛	20	各種団体・学校	9月	佐賀商工会議所	小寺 康介
9	メディア・通信・電器	7月	西日本電信電話(株)佐賀支店	篠田 義則	21	メディア・通信・電器	10月	九州電力(株)佐賀支社	新開 巧児
10	各種団体・学校	7月	唐津ビジネスカレッジ	下木 祐二	22	ソフトウェア・情報処理サービス	10月	(株)プライム	福田 真也
11	地方自治体・特別会員	7月	武雄市	大野 貴宏	23	ソフトウェア・情報処理サービス	10月	(株)佐賀!DC	江島 良二
12	市民社会組織・個人	7月	NPO法人シニア情報生活アドバイザー-佐賀	久野 美津代	24	各種団体・学校	10月	佐賀大学	羽石 寛志

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

事業の概要

[目的] 様々な要因により増加傾向にある買物困難者への支援として、ICTを用いた取組の有効性・課題等について明らかにする。

[内容] 買物困難者()が、共同で利用する拠点施設においてICTを利活用することで買物が便利になったと実感してもらう。

現在は、何かしらの方法(デイサービスのコース、同居家族、自ら運転)により買い物を賄っているが、近い将来に買い物困難となる可能性がある方を含む。

[実証パターン]

ネットスーパーモデル 【唐津エリア】

既存のネットスーパーのシステムを用いて、主に利用者の使になしの部分に着目した実証事業を実施

商店街モデル 【多久エリア】

小規模商店街と連携した、持続可能な買い物困難者対策の手法について実証

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

ネットスーパーモデル

支払い

ネットスーパー



商店街モデル

支払い

商店街



詳細についてはPTにより現在計画検討中

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

チーム編成及びリーダーについて

統括リーダー 羽石様[佐賀大学経済学部]

買物環境チーム (リーダー:岩永様[佐賀電算センター])
佐賀電算センター、佐賀IDC、NTT西日本、プライム、
佐銀コンピュータシステム

使いこなしチーム (リーダー:陣内様[SIA佐賀])
SIA佐賀、シニアネット佐賀、佐賀情報ビジネス

地域連携チーム (リーダー:田畑様[NTT西日本])
NTT西日本、多久市情報課

佐賀大学は、調査研究班として活動するため、チームには属さない。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

◆現場ヒアリング等を実施

日付/	概要	結果等
6月21日(火)/ 課内	篠田元リーダー、羽石現リーダー、岩永環境リーダーとの打合せ	今後の進め方について確認
6月23日(木)/ 唐津社協七山支所	唐津市社協七山支所にヒアリング (詳細別スライド参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスのコースにJAのスーパー(コンビニサイズ)あり ・開店時間や品揃えの関係でネットスーパーへのニーズの可能性
6月24日(金)/ (株)まいづる百貨店本部	・篠田様(NTT西日本)とまいづる関係者を訪問し、意見交換	今後の進め方について確認
7月19日(火)/ 唐津市役所、唐津社協本所	唐津市高齢者支援課及び唐津社協介護サービス課を訪問し、拠点候補について意見交換 (詳細別スライド参照)	(市)実証事業の結果、地元商店の売上減となる可能性があり、市として協力しづらい。(社協)自ら注文せず職員に注文を頼むことが想定。職員負担増を考えると、拠点となることは了承できない。
8月18日(木)/ 唐津市内の民間施設	まいづるから紹介された施設(まいづると取引関係がある小規模多機能型介護施設)に訪問し、拠点候補の件で意見交換(詳細別スライド参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存サービス内でも買い物への対応に時間を取られており、今回の実証事業により効率化の可能性 ・将来的には近隣の住民への「買物」及び「コミュニケーション」の場として提供できれば。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

◆現場ヒアリングから見えてきた課題

- ①山間部で既に買物送迎を実施のデイサービスや温泉施設あり。また同居率も高い。
⇒公的機関において「『買物困難者』はいない」という認識
(「買い物困難者」=「買い物ができない方」とすると、現状では何かしらの手法により買物を賄っており、「買い物困難者」は「いない」ことになってしまう。)
- ②競合店舗がなく、地元商店の売上に影響を与えかねない山間部などでは市としてエリアを推薦できないという回答

唐津市社協本所	唐津市(高齢者支援担当部局)
<ul style="list-style-type: none">・<u>現在の介護サービス内容で、職員は手一杯</u>であるので、新たにICT使いこなし等のプログラムを導入するのは、負担が大きくなる。(職員に注文を頼むことが容易に想定)・また、<u>通所者にとっても負担(「望んでもいないのに、無理やり学ばされる」)</u>をかけるわけにはいかない。・<u>デイサービスや温泉施設が買い物サービスを提供。</u> <u>同居率も高い。そもそも「買物に困っている人」はいるのか？</u>・唐津市社協としては、ICT使いこなしより優先的に支援するものがある。	<ul style="list-style-type: none">・<u>特定事業者が関係する事業への協力は難しい。</u>・買物困難地区における<u>地元商店の売上に影響を与えかねない事業について、市として拠点候補を紹介できない。</u>・複数の事業者が混在しているエリアや<u>まいづると既に取引のある施設等</u>にあたってみてはどうか。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

◆課題への対応の方向性

- ①「買物困難者」を再定義
- ②拠点の設置エリアを「店舗がない・少ない」⇒「店舗が複数存在」するエリアに変更

[当初]

- ・「買物困難者」 = 「買物が『できずに』困っている方々」と定義
- ・「店舗がない・少ないこと」で買い物に困られている方を対象とした設計(中山間地等)

前スライドのヒアリング
結果を踏まえ

[今後]

- ①「買い物困難者」の再定義 ⇒前スライド①の課題に対応
 - 1) 買い物に何かしら不都合がある方(例:「歩くと遠い」、「重たい」、「回数が少ない」)
 - 2) 今後の買い物に不安を抱えている方
- ②実証エリアについて、競合店が複数存在する「街中」で実施。拠点については既にまいづると取引のある施設を拠点候補 ⇒ 前スライド②の課題に対応

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

- ◆まいづるから、取引のある数施設を紹介いただき、電話での趣旨説明
- ◆興味をもってもらった民間施設に現場訪問(8/18) ⇒ **前向きな反応**

1) 本事業に対する施設(代表者)からの反応【実証事業全体】

- 社協に勤務していたとき、住民アンケート(「生活の中で不安なことは?」)実施
⇒健康や家族関係とともに、「**買い物**」が上位
- 現在、施設としても**買物支援に人手がとられている(1回あたり30~1時間・職員1人が張り付き)**
⇒**本事業によって、サービスの効率化が図れる**と考える。
- 施設として利用者だけでなく、“社会福祉貢献”につながるサービスを行いたいという思い
⇒近隣の住民にも何かしらのサービスを提供できる「拠点」となりたい。
⇒ **本事業によって、近隣の住民にとっての「買い物」及び「コミュニケーション」の場として提供**できると良いと考える。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

1) 本事業に対する施設(代表者)からの反応【進め方について】

- 配食サービスにおいて、「朝食」が手薄になっている現状あり
 - ⇒対応として、デイサービス帰りに翌日の朝食があるかを確認し、無ければ帰宅送迎時に買物支援
 - ⇒デイサービス中に翌日の朝食の注文、帰りまでに施設に届けば大変助かる。
- まいづるネットスーパーは職員でも使いづらい。高齢者には厳しいのでは？
 - ⇒実証事業では、最初は選択肢を朝食メニュー(パン、牛乳等)に限定してはどうか。
- ネットショッピング(使いこなし支援も含む)の時間は、統一スケジュールではないため、プログラムに組み込むよりは、希望する利用者に個別に対応することになると思う。
- 利用者に職員が操作をお願いされるのは、想定済み
- 小規模多機能施設は、送迎(移動支援)が朝夕だけでなく、他の介護施設よりも細やかで、設置場所も市がエリアを指定していて、市内に多く点在しているため、本事業がパッケージ化されれば、地域の買物・交流拠点としての機能を果たすのに適していると考える。

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

2) 施設の概要

項目	内容
施設名	「セカンドハウス」
施設種別	小規模多機能型居宅介護施設 デイサービス(通い)中心に、ショートステイ(泊り)やホームヘルプ(訪問)
運営者	(株)スマイルソーシャルワーカーズ
所在地	唐津市町田5丁目 (JR唐津駅から南へ約700m) *同敷地内に、グループホームの「シェアハウス(9名入所)」も設置
利用者	現在28名登録されていて、一日平均15名程度 (要介護者だけでなく、要支援者も利用可能)
スタッフ	利用者3名に対して1名配置。一日平均5名程度
インターネット環境	・インターネット回線は引かれていて、Wi-Fi環境も整備 ・利用者・職員の食材等を、職員がまいづるネットスーパーで注文

議題(1) 今年度上半期事業報告について

(2) 買物困難者支援実証事業

2) 施設の概要のつづき

項目	内容
「買物」について	<ul style="list-style-type: none">・午後の外出時や自宅へ送る際に、買物に連れていくことあり・利用日外の登録者の急なお願い(買物や金融)に対しても臨機応変に対応・介護保険外のサービスについても「付加価値」として重要視
スケジュール	<p>*利用者一斉サービスではない(送り迎えの時間が、利用者によって異なる)ため、一日のスケジュールは流動的である。</p> <p><基本的な一日のスケジュール></p> <p>迎え(9:00~10:00が多い) → 施設到着 → 健康チェック → 午前プログラム(10:00~12:00) ※体操、入浴、レクリエーション等 → 昼食・休憩(12:00~) → 午後プログラム(14:00~16:00) ※外出がメイン → 送り(16:00~17:00が多い)</p> <p>※この後、利用者によっては夕食、さらには宿泊という利用者あり</p>



議題(2)

今年度下半期事業
計画(案)について
【決議事項】

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

1 幹事会直轄事業 (1)ICTに関する講演会等

第2回ICT利活用講演会について

【テーマ候補】

・「災害時の情報発信」

熊本震災の経験等を踏まえ、ICTが災害支援に利活用されている好事例について自治体又は民間より講演いただく

・「ポケモンGOが与えた影響」

ポケモンGOが配信されて、地域活性化への良い影響及び情報モラル問題などの悪い影響の両面について講演いただく

・「IoT」

ICT関連において、様々な業界で旬な話題となっている。総論として講演いただくか、各論として講演いただくか？

年度	過去の講演会のテーマ
28年度	・情報セキュリティ
27年度	・情報セキュリティ ・テレワーク ・イノベーションの5年間と佐賀の未来
26年度	・消費者が主役となるO2O新・消費革命 ・シェアから広がる共創
25年度	・ビッグデータの現状と今後の展望 ・アマゾンの取組や現状、今後の戦略 ・メディアの電子化が地域にもたらすもの
24年度	・クラウドシステムとソーシャルメディア ・iPhone・iPad国内最新導入事例 ・企業におけるソーシャルメディアの活用

・「ネットショッピングの好事例」

買物困難者支援実証事業やICT普及に関する講習会等（各事業を1つのテーマで運営していくという、過去に幹事会でも出された意見により）

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

1 幹事会直轄事業 (1)ICTに関する講演会等

ICT利活用取組事例視察

<取組事例のパターン>

- 1) ICT利活用の推進を図ろうとする会員の参考とするための、企業・官公庁が取り組まれている**先進的ICT利活用事例**
- 2) 中期推進項目 関連事業のテーマ選定の参考とするための、**地域が抱える課題をICTを利活用して解決した事例**

【事業の流れ(案)】

- 9月 会員に希望視察先を募る
- 10月 視察先を決定 + 視察先との交渉
- 11月 視察希望者(会員)を募る
- 12月 視察団決定
- 2月 視察
- 3月 視察報告

確認

- ・取組事例パターン1)または2)を満たすテーマで視察先を決定
- ・予算としては、貸切マイクロバスで日帰りコース程度を想定。
- ・「会員からの希望」があり、「会員からの賛同」を得られた場合に実施。
「やらなければならないから視察する」では実施しない。

「買物困難者支援事業」との関連で、京都府で実施されている“Uber”を利用した『ささえ合い交通』、三重県で実証実験されている『あいあい自動車(ルートホールディングス)』などが視察先候補として挙げられている。

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

(2) 情報リテラシー・セキュリティ事業

ネットの安全・安心けいはつコンクールについて

【昨年度まで】

「募集 家族・学校でセキュリティ・モラルについて話し合う 作成・応募 受賞」という(子どもたちや保護者に学んでもらう)過程を目的としていた。

【今年度の新たな取組(案)】

受賞作品を「県民への普及啓発」のために利用

【具体的な取組方法(案)】

受賞作品をポスター化 会員様に配布・掲示依頼
受賞作品を商業施設に展示。ICTよろず相談ブース設置。
時期は「サイバーセキュリティ月間(2/1～3/18)」に実施

【効果】

県民への普及啓発が進む上に、子どもたちの応募意欲にも繋がる。

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

(2) ICT普及に関する講習会

「セキュリティ啓発(安全・安心に使う)」
の内容をより充実にする

【前回(小城)において】
ドコモケータイ安全教室が講座の最後に
“情報セキュリティ啓発動画(5分程度)”を
使い、受講者に注意喚起されていた。

【次回(鹿島)において】
前回と同様に、サイバーニュース及び
ほっとネットラインカードを受講者に配布
全講座において、最後に情報セキュリ
ティ啓発動画視聴を行う。
(IPA・警察庁提供の動画を利用)

Information & Communication Technology
はじめてのスマホ・
タブレット講座
in 鹿島

初心者でも大丈夫。
全講座で、安心・安全に
使うための方法も学びます。
さあ始めよう！
チャレンジICT

日時：2016.9/17(土)
会場：鹿島市民交流プラザ「かたらい」
(所在地：鹿島市大字高津原425番地1)
【午前の部】10:00～12:30
● iPhoneセミナー 定員20名
● iPad 活用講座 定員20名
● 安全に使うためのLINE講座 定員30名
※「安全に使うためのLINE講座」については、登録済みスマートフォン
またはタブレットを所持できる方のみのお参加となります。
【午後の部】13:30～16:00
● iPhoneセミナー 定員20名
● iPad 活用講座 定員20名
● Facebook 講座 (for iPad) 定員20名
※Facebook 講座については、Facebookのアカウントをお持ちの方、
またはメールアドレスを登録された方のみのお参加となります。

参加無料

【主催】 佐賀県高度情報化推進協議会
【共催】 佐賀県・鹿島市
【後援】 佐賀新聞社・東西日本新聞社
【協力】 KDOI情報コンシューマ佐賀支店、ネット鹿島

お問い合わせ・お申込みは
画面をご覧ください。

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

1 幹事会直轄事業 (2) ICT利活用促進調査研究

事業の目的及び昨年度までの経緯

【目的】

ICTに興味のない方にどういう取り組みをしたら、興味をもってその便利さを実感してもらえるかを調査・研究する。

【昨年度までの経緯】

- H25年度 赤松公民館での各サークル活動にICT支援で学生を入れ込み、ICT利活用を啓発。
- H26年度 赤松公民館のロビーにて、ICT相談をサークル活動中に開催し、ICTの疑問や操作方法の相談に対応。
- H27年度 赤松公民館主催文化祭に、ICT体験及び相談のブースを設け、そこで関心を持たれた方を講習会に流し込み、未利用者へのアプローチを試みる。

【昨年度までの3年間で得られた知見】

ICTに興味関心がない方に、具体的な目的を与えずにICTの便利さを学ぶ機会を与えても、興味関心をもってもらえない。

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

1 幹事会直轄事業 (2) ICT利活用促進調査研究

今年度の事業目的・方法

【目的】

生活の中でICTが解決策となりうる(目的を持つ)方を対象として調査を行い、目的を持たない方と比較して、ICTの利活用促進にどのような変化が生まれるかを検証する。

【調査研究方法】

ICTに関心をもたせるために与える『目的』を『買物』と設定し、「買物困難者支援実証事業」とリンクさせた事業として行う。
実証事業の検討と並行して、調査研究の方法も検討していく。

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

1 幹事会直轄事業 (2) 買物困難者支援実証事業

◆今後の方向性

これまでの現場ヒアリング等を踏まえ、当初検討していた中山間地(巖木地区・七山地区)等の過疎部での実証事業は次の理由で困難か？

- ① 過疎部においては、デイサービスや温泉施設、行商などの一定の対策(例:七山)
- ② 農協や漁協が運営する店舗など、地元の限られた店舗の売り上げ減少となりうる本事業が、地元の理解を得にくい。(「撤退理由にされては困る。」)

◆都市型の買い物困難者(「店舗はある、でも買い物に難儀」)を対象か？

- ・ 本事業の趣旨に前向きに検討いただけている(株)スマイルソーシャルワーカーズと継続交渉
- ・ その際、先方から提案のあった「朝食メニュー」画面の追加について、まいづると協議
- ・ 加えて、環境チームを中心として、上記民間施設を拠点とする場合の環境整備について検討を開始

議題(2) 今年度下半期事業計画(案)について

(2) 買物困難者支援実証事業

◆介護施設から拠点協力を得られない場合

【対応案】

①旧唐津市(まいづる配達エリア)内で、まいづるネットスーパーを利用した買物体験講習会を複数会場で複数回開催
(拠点での継続的な利用での実証ではなく、単発の講習会形式で実証)



②①参加者で自宅での継続を希望される方を対象とした継続的な実証事業

◆多久エリア

再度拠点選定について、多久市及び商店街関係者との打合せを設定
⇒ 拠点として協力を得られる場所を提供いただけそうにない場合は、上記と同様に、体験講習会⇒希望者を募り実証を行うというやり方に方針転換することも検討

議題 (3)

特定個人情報取扱
規程等(案)について
【決議事項】

議題(3) 特定個人情報取扱規程等(案)について

【策定理由】

- ・講師等への謝金等の支払に関し、税務署へ提出する支払調書等にマイナンバーを記載する必要
- ・講師等よりご提供いただくマイナンバーを、適正に取扱うため、基本方針(任意)及び取扱規程(義務)を策定

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)を参考に策定

【ガイドラインの概要(ガイドライン「第4 各論」より)】

- 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限
- 4 - 1 - (2) 特定個人情報ファイルの作成の制限
- 4 - 2 - (1) 委託の取り扱い
- 4 - 2 - (2) 安全管理措置
- 4 - 3 - (1) 個人番号の提供の要求
- 4 - 3 - (2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限
- 4 - 3 - (3) 収集・保管制限
- 4 - 3 - (4) 本人確認
- 4 - 4 第三者提供の停止に関する取扱い

佐賀県高度情報化推進協議会特定個人情報の 適正な取扱いに関する基本方針(案)

当協議会は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため本基本方針を定めます。

1 団体の名称

佐賀県高度情報化推進協議会

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

当協議会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行います。

3 安全管理措置に関する事項

当協議会は、特定個人情報の安全管理措置に関して、別途「特定個人情報取扱規程」を定めています。

4 ご質問等の窓口

当協議会における特定個人情報の取扱いに関するご質問やご苦情に関しては下記事務局までご連絡ください。

【団体名】佐賀県高度情報化推進協議会(事務局:佐賀県総務部情報・業務改革課内)

【TEL】0952-25-7086

【FAX】0952-25-7299

【E-Mail】ship@sunny.ocn.ne.jp

ガイドラインと取扱規程の比較

ガイドライン上の記載	本協議会特定個人情報取扱規程		
<p>4-1-(1)個人番号の利用制限 A個人番号を利用することができる事務の範囲⇒【税関係】 B利用目的を超えた個人番号の利用禁止⇒【目的の特定】</p>	<p>(事務の範囲) 第3条 当協議会社が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="862 598 1982 734"> <tr> <td data-bbox="862 598 1451 734">講演会・講習会等の講師等に係る個人番号関係事務</td> <td data-bbox="1451 598 1982 734">報酬・料金等の支払調書作成事務</td> </tr> </table>	講演会・講習会等の講師等に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務
講演会・講習会等の講師等に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務		
<p>4-1-(2)特定個人情報ファイルの作成の制限⇒【作成なし】</p>	<p>※当協議会では、個人番号を情報システムで取り扱わないこととするため、「特定個人情報ファイル」を作成しない。</p>		
<p>4-2-(1)委託の取り扱い⇒【委託なし】</p>	<p>※当協議会では、事務の委託を行っていない。</p>		

ガイドラインと協議会規程の比較

ガイドライン上の記載		本協議会特定個人情報取扱規程
4-2-(2)安全管理措置		
① 組織的 安全 管理 措置	a組織体制の整備	第5条(組織体制)
	b取扱規程等に基づく運用	第8条(取扱状況の記録)
	c取扱状況を確認する手段の整備	第9条(取扱状況の確認)
	d情報漏えい等事案に対応する体制の整備	第10条(情報漏えい事案等への対応)
	e取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	第11条(体制の見直し)
② 人的	a事務取扱担当者の監督	第6条(事務取扱担当者の監督)
	b事務取扱担当者の教育	第7条(教育及び研修)

ガイドラインと協議会規程の比較

ガイドライン上の記載		本協議会特定個人情報取扱規程
③ 物理的安全管理措置	a 特定個人情報を取り扱う区域の管理	第12条(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)
	b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止	第13条(盗難等の防止)
	c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止	第14条(漏えい等の防止)
	d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄	第15条(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄)
④ 技術的	※ 本協議会では、「情報システム」でマイナンバーを取り扱わないこととし、情報システムでマイナンバーを取り扱う際の「技術的安全管理措置」については、今回は規定しない。	

ガイドラインと協議会規程の比較

ガイドライン上の記載	本協議会特定個人情報取扱規程
4-3-(1)個人番号の提供の要求 ⇒【第3条の処理に必要な場合のみ】	(個人番号の提供の要求) 第19条 当協議会社は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。
4-3-(2)個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限 ⇒【法第19条に該当する場合のみ】	(特定個人情報の提供の求めの制限) 第21条 (略) 2 当協議会は、番号法第19条各号のいずれかに該当し、特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。 (特定個人情報の提供制限) 第33条 当協議会社は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者…に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

ガイドラインと協議会規程の比較

ガイドライン上の記載	本協議会特定個人情報取扱規程
4-3-(3)収集・保管制限 ⇒【第3条の事務の範囲内のみ】	(特定個人情報の収集制限) 第22条 当協議会社は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。 (特定個人情報の保管制限) 第30条 当協議会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。
4-3-(4)本人確認 ⇒【法第16条の方法で実施】	(本人確認) 第23条 当協議会は、番号法第16条に定める各方法により、講演会・講習会等の講師の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

ガイドラインと協議会規程の比較

ガイドライン上の記載	本協議会特定個人情報取扱規程
<p>4-4 第三者提供の停止に関する取扱い ⇒【法各条違反の場合の利用停止等】</p>	<p>(保有個人情報の利用停止等) 第36条 当協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下、本条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。</p>

その他(1)

サイボウズLive
による幹事会運営
について

インターネットを利用した幹事会の開催方法について

「**報告事項のみ**」または「**対面による議論を必要としない議案のみ**」である幹事会を開催する場合

『**インターネットを利用した幹事会**』を開催

【**現行の方法**】電子メールによる開催

【**課題**】

他の幹事様の意見等をリアルタイムに知ることができない。
(事務局から送信される回答のまとめを見るまで分からない)

【**新提案**】サイボウズLive(グループウェア)による開催

【**期待できる効果**】

開催期間中、他の幹事様の意見等をリアルタイムに閲覧することができる。そのため、他の幹事様の意見を参考にしながら意見が出すことができる。

サイボウズLiveによる幹事会の開催の流れについて

(事務局)

「サイボウズLive掲示板」に「幹事会トピック」を作成

トピックに幹事会資料を添付します

併せて、電子メールで幹事様に開催通知メールを送信

(幹事様)

電子メールで開催通知を受けた後、掲示板のトピック

及び添付資料を閲覧し、議題に対するコメント(意見等)

を入力

コメントはリアルタイムで表示

必要に応じて、他の幹事様のコメントに返信

(事務局)

幹事会閉会后、頂いたコメントをまとめて、幹事様に

議事録を電子メールにて送信

その他(1) サイボузLiveによる幹事会運営について

「佐賀高情協幹事会グループに参加するまでの流れ」

幹事様端末画面

差出人: 高情協 事務局 > 閉す

宛先: [redacted]@yahoo.co.jp >

[サイボузLive]グループ「佐賀高情協幹事会」へのご招待
今日 15:23

平川様
佐賀県高度情報化推進協議会事務局の平川でございます。
サイボузLive「佐賀高情協幹事会グループ」に招待させていただきますので、承認よろしくお願いたします。

▼グループ「佐賀高情協幹事会」登録画面へのURL(有効期限 2016年8月12日)
<https://cybozulive.com/invitation?key=mNTRyutVFL>

サイボузLiveは無料で使える、チームのためのスマホアプリです。
グループを作って、メンバーと手軽に情報を共有することができます。
<https://live.cybozu.co.jp>

サイボузLive グループ マイカレンダー チャット アカウント

佐賀高情協幹事会

事務局PC画面

イベント ToDoリスト 掲示板 共有フォルダ メンバー名簿 設定

メンバー名簿 > メンバーの招待

STEP 1. 知人の選択 STEP 2. メッセージの入力 STEP 3. 内容の確認

次の方をグループに招待します。
参加手続きの有効期限は7日間です。

招待メンバー
[redacted]@yahoo.co.jp>

タイトル
[サイボузLive]グループ「佐賀高情協幹事会」へのご招待

本文 (日本語)
平川様
佐賀県高度情報化推進協議会事務局の平川でございます。
サイボузLive「佐賀高情協幹事会グループ」に招待させていただきますので、承認よろしくお願いたします。

事務局より幹事様宛に「佐賀高情協幹事会グループ」への招待状を電子メールを通じてお送りします。

幹事様は送られてきたメール文の「登録画面へのURL」に有効期限内にアクセス

「佐賀高情協幹事会グループに参加するまでの流れ」

🔗 新規ユーザー登録

既にユーザー登録している方は [こちら](#)

下記の内容を入力して、登録ボタンを押してください。

「*」は必須項目です。必ず入力してください。

[メールアドレス (ログイン用)]

@yahoo.co.jp

メールアドレスはユーザー登録後に変更可能です。

[パスワード]*

サービスにログインする際に利用するパスワードを6~32文字で入力してください。

[名前]*

姓

名

[よみがな]

姓

名

上記のユーザー情報を送信することにより、利用規約に同意したこととなります。

利用規約を表示する

幹事様は「新規ユーザー登録」フォームに必要事項を入力し、「利用規約に同意して登録する」をクリックすることで、登録及びグループ参加完了です。

利用規約に同意して登録する

キャンセルする